

山北地区活性化のための「地域おこし協力隊」の導入について

～新たな風とともに定住の里づくり～

※地域おこし協力隊とは、地方自治体が都市住民を受け入れ、非常勤職員等として委嘱。地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援など「地域協力活動」に従事してもらい、併せてその定住を図りながら、地域の活性化に貢献する事業です。

1 導入の背景

村上市では、総務省の「地域おこし協力隊制度」を活用し、地域に新たな人材を確保するとともに、地域の元気づくりを進めることを目的として、平成 26 年度から朝日地区・山北地区をモデル地区として制度導入の準備を進めています。

2 導入の基本的な方向性

- 地域おこし協力隊制度の導入は、外部人材の確保により、地域に新たな風を吹き込み、地域及び地域住民への刺激とコミュニティ維持の架け橋となることで、地域の活性化が期待されます。また、活動を通して山北地域の魅力を知ってもらうことで隊員の定住という効果も期待されます。
- 業務は、「集落を単位とした地域支援」と「山北地区全域の活性化のため取り組み」を中心に活動してもらい、将来的には複数人の隊員の受入れを目指すこととします。
- 山北地区における隊員の総合的な受入れ窓口は、きめ細かな対応と幅広い支援体制を確保するため「山北地区まちづくり協議会」がこれにあたることとします。

3 活動の地域等

(1) 活動（受入れ）地域等

①「集落を単位とした地域支援」・・・小俣、大代、雷集落

山北地区の中でも過疎・高齢化等が顕著で、集落コミュニティの維持や生活支援などが特に必要な複数集落等をモデルエリアとして導入する。

②「山北地区全域の活性化のための取り組み」・・・山北地区全域

山北地区まちづくり協議会が主体となって受入れ、山北地区全域をエリアとして導入する。

4 隊員の概要等

(1) 募集要件

- ①年 齢 等：平成 26 年 4 月 1 日現在で満 20 歳～55 歳までの者（性別は問わない）
- ②資 格 等：普通自動車免許、パソコン・インターネット操作ができる者

(2) 勤務日数等

- ①勤務日数：月 20 日（8：30～17：15）
- ②休 暇 等：市で定めるところによる

(3) 給与・賃金等

- ①月 額：市で定めるところによる（16万円程度/月）
- ②そ の 他：通勤手当、その他の手当は市で定めるところによる

(4) 待遇・福利厚生

- ①住 居：市で借用した空き家等を提供（※家族での移住も可）
- ②福利厚生：健康保険・厚生年金・雇用保険に加入
- ③そ の 他：勤務にかかるパソコン、公用車は貸与

5 導入のスケジュール等

時期	受入れ地域	山北支所	本庁自治振興課	備考
6月	導入地域 目的の明確化	5：協議会役員会へ提案	導入に向けた合意 形成・制度設計	
7月		モデル候補の 集落総代へ相談		
8月				
9月	世話人、居住施 設の確保	18：区長協議会へ説明		
10月				
11月			・予算要求	
12月	受入準備	受入準備	・議会全員協議会へ報告	
1月				募集要項の 検討・作成
2月				
3月			・報酬条例提案	
4月				募集告知
5月				
6月			体験受入・面接	
7月		地域おこし協力隊員導入		

6 導入までの検討事項等

(1) 活動（受入れ）地域における活動内容の明確化（検討）

- ①「集落を単位とした地域支援」・・・小俣、大代、雷集落
 - 集落事業等への支援・参画
 - 集落住民の生活支援等
- ②「山北地区全域の活性化のための取り組み」・・・山北地区全域
 - まちづくり協議会の事業への支援
 - 空き家活用事業への取り組み
 - 体験民宿の導入への取り組み
 - SNSによる情報発信事業への取り組み

(2) 隊員の受入れ態勢の整備（検討）

- ①隊員の相談役（世話人）の確保
- ②隊員の居住家屋（空き家等）の確保